

平成18年度第5回環境こだわり農業審議会 議事概要

(日 時) 平成19年3月19日(月) 14:00～17:05

(場 所) 滋賀県農業共済会館4階 大会議室

(出席者) 伊藤委員、川口委員、岸辺委員、北中委員、酒井委員、須戸委員、高島委員、田中委員、富岡委員、成田委員、橋本委員、増田委員、間宮委員、山田委員、吉田委員

(議 題) (1) 環境こだわり農業物認証等の申請状況について

(2) 農作物・作型等の追加について

(報告事項) (1) 環境こだわり農業推進にかかる平成19年度予算について

(2) 環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて

(議題)

(1) 環境こだわり農産物等の申請状況について

【富岡会長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の1番目、環境こだわり農産物認証等の申請状況についてですが、来年度より新しい制度に切りかわるということで、手続きの点も含めて説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 (説明)

【富岡会長】 国の制度にかかる生産計画について事前審査したところ特に問題なかったと、こういうことですね。

ちょっと一事お伺いしたいんですが、1つは、琵琶湖・周辺環境負荷削減技術について、この審議会で内容を変えろということをやっていたけれども、新しい基準が適用される、そういうことですか。

【事務局】 はい。この19年の取り組みからは新しい栽培基準ということになります。環境配慮技術という言い方に変えていますけれども、水稻においては今まで1技術でありましたものを2技術以上という形で取り組みするということです。それについては様式も変えましたので、今までお出しいただいた方も新しい様式で出し直していただいております。

【富岡会長】 それともう1つは、国の制度は市町村と活動組織が協定を結ぶということですが、滋賀県の場合は、県の環境こだわり農産物の基準に合致しないと国の制

度は適用されないと、そういう運用になっているということですね。

【事務局】 はい。国の制度においても、農薬・化学肥料等5割以下という部分はまず決められているわけでございますけれども、あとそれ以外に、滋賀県で言います、琵琶湖周辺に泥水を流さないとか、そういった要件を各県でつけ加えてもよいということになっておりまして、それについては市町との合意ができておりまして、国の制度においても環境こだわり農産物と同じ要件をつけ加えるということで進めておりますので、国の制度と県の制度では同じ栽培基準になります。

【富岡会長】 県のほうが付加される要件があるということですね。国は要件としてはもっと簡単なことしか決めていませんね。県の環境こだわり農産物の認証を受けているものはもっとこと細かに決めていきますけれども。

【事務局】 国のベースは化学肥料5割以下ということが決まっているんですけども、それに、滋賀県がやっていますように例えば堆肥の基準を定めたり、あるいは濁水を流さないとか、今年からつけ加えました生き物調査とか、いろいろ環境配慮技術の項目もつけ加えましたけれども、国の制度においても、県なり市町村の地域の判断で国の5割以下の栽培要件に加えてそういうものをつけ加えてもよいというルールになっておりまして、国の制度においても、県の環境こだわり農産物の栽培要件としているものは全部、滋賀県の判断で追加要件として加えるということにいたしております。ですから滋賀県の場合は、国の制度に乗る場合であっても、環境こだわり農産物と同じようにプラスアルファのいろんな要件をクリアしていただかないと国の制度にも乗れないという形になっております。

【富岡会長】 ご意見の前に、ご質問があろうかと思えます、どうぞ。

【吉田委員】 実は、私たちの村では今、大混乱を起こしてしまっていて、農家の立場に立った手続きの流れがなかったんです。農家は一旦1月に県に対しての認証制度の申請を、下から2行目ですが、やっているんです。それで、県に対して全部、生産記録とか面積とかを出していたんですけども、一番上の市町を通じて生産計画を県へ提出ということで、その記録がそのまま市町へ行って、自動的に県へまた行くものだという認識だったのが、そうではない。栽培確認責任者に戻ってきて、そこから各農家にまた配ってもらって、農家から直接各地域の活動組織へ渡してくれという流れになったんです。また戻ってきたんです、農家に。農家からまた改めて、今までは県の制度でしたから、今度は国の制度のためにまた手続き直してくださいよという話になってしまったんです。で、ちょっと、あれということになってしまっていて混乱を起こしているんですけども、その流れが、今の話を

聞いていると、農家の立場の流れになっていない。予算的な組織的な縦割りで組まれているので、その流れができていなかったんじゃないかなということを知っていて思いました。農家は県の制度であろうが国の制度であろうがこだわりをするのはやり方も一緒なので、その辺の区別を農家はしていないと思うんです。この部分は国のためにやっています、この部分は県のためにやっています、県の制度でやっていますなんて区別しないので、その辺のところをうまく制度をつくってくれたらなと。

【富岡会長】 県の認証制度にという手続は、国や県のこれまでの直接支払い制度を適用されないものについてだけ認証制度の手続を別途しなさいということで、国の制度に乗る場合は、その手続の中で自動的に認証されると、こういうふうに考えていいのかが。今の話ですと別になっているということですけど、その辺はどうなんでしょうね。

【事務局】 吉田さんのご指摘のように、確かに現場のほうでは、今回の制度の切り替えでかなりごちゃごちゃしたところもあるんですけども、ようやく何とか集落単位で計画の取りまとめもできてくるようになってきた状態になっています。国の制度上、最終的には集落が事業主体になりますので、集落で生産計画を取りまとめて、いろんなまとまりの要件とかございまして、面積で何割以上とか農家の何割以上とか、そういった要件を満たしながら取り組まないで国の制度の要件を満たさないんですけども、そうしたことをいろいろ調整しようとする、当然3月の今の時期までかかるわけです。ただ、栽培方法、農薬を何を使うとか肥料を何を使うとかいう部分については農家の方はもっと早くから準備されるので、今ごろ県のほうに計画が出てきて、この農薬を使うたらあかんとか、この肥料を使うたらあかんということになると、農家の方にかえって混乱を招くんじゃないかということで、そういったことから、国の制度に乗ろうという方については、まず1月に1回、県に生産計画、農薬と肥料の部分だけでいいので生産計画を1回出してみてくださいよと、それで県で事前に見させてもらいますよという形で進めるということでした。こちらとしては、そういった農家の栽培の準備に支障を来さないようにということで、国の制度に乗る場合も、1月に生産計画を出してくださいということで進めてまいりました。

それをチェックしまして、それをこちらからこの計画で出してもらってもいいですよということで農家にお返しして、それを吉田さんが言われたように、各農家がまた各集落を通じて市町村に正式な生産計画としてお出しいただくという流れになっています。農家からしてみたら、1回1月に出したのにまた出すということで、二度手間にお感じかもしれないんですけども、県に出していただいた計画については、内容に問題ないということ

で、安心してその計画に基づいてお取り組みいただける、こういうことで、ご理解いただきたいと思います。

あと、会長さんから申しただきました国の制度に乗った場合の認証との兼ね合いでございますけれども、国の制度で乗った場合も、計画を集落で出していただいて、また収穫の前になりましたら生産記録を出していただくこととなります。そういった一連の手続で、今まで県の認証制度でやっていた生産記録の提出なり、あるいは県による現地の確認とか、市町による面積の確認とかもいたしますので、認証と同じような手続を全部いたしますので、国の制度に基づく事務をしていただいたら、それで県の認証マークも張って出荷・販売していただけるという手続で制度を仕組ませていただいております。

【富岡会長】 今、1月から3月までにされたことが、環境こだわり農産物生産計画の認定手続に相当すると考えていいんですか。

【事務局】 そうです。国の制度上、1月から3月に出していただいたものが事前のチェックで、正式には、この一番下の4番のところの1つ目の 国の制度の場合というのに、正式な書類としては4月にまた市町を通じて生産計画が県へ出てきて、県で生産計画を再度確認の上お返しすると、意見を出すことになるんですけども、そういうやり取り、ここは形式上の「異議なし」という手続をするんですけども、その事前の手続を今、1月から3月にさせていただいているというようにご理解いただければと思います。

その国の制度でOKになったものは、県条例の認証制度上の生産計画の認定をしたという形にみなすということで、今、条例の改正もしたところでございます。

【富岡会長】 あとは、収穫の時期に確認して、認証マークを張ってよろしいと、こういうことになるんですね。吉田さん、そういうことでよろしいですか。

【吉田委員】 農家は栽培確認責任者とふだんやり取りして書類をつくるんです。そのまま栽培確認責任者にそれを渡します。今までは1カ所渡せば事足りていたんです。それが、これからはそれぞれの活動組織に渡さないといけなくて、僕の場合、5集落にわたって田んぼをつくっているんで、5つの団体に各提出しないといけない状況になってしまっているんです。その辺がおかしいなと思ってしまう1つのところで、何か確認責任者がどういう位置づけにあるのかということをごに入れていただく必要があるということを感じています。

【酒井委員】 今も吉田さんが言われるように、確かにそれは、4月に正式に国の制度に出す場合、事前の至れり尽くせりの確認をやっておられる。これはよくわかるんだけど

も、実際もう少しわかりやすく簡単にしないと、出したり戻したりしていたら、集落で世話している人、リーダーはほんとうに往生しているわけです。事務的に詳しい人、わかる人はいいけど、それ以外の人はもうかなわんからやめてしまう、こうなるわけです。親切にこういう二度手間みたいな形でやっていることは立派だけど、我々は聞くとよくわかるからそれでいいけれども、農家の百姓はなかなかそうはいかない。そこはもう少し方法をわかりやすく簡単に。要件がついているから簡単にはいかないけど、事前のこういう指導をしているということを我々は理解するけど、全県下そこら中歩いて、これはやらないといけないけど、こんな事務的なこともう少しなんとかできないのか、我々にはわからない、こういう話です。

そして、それも集落によって違いますが、3年なら3年、5年なら5年という計画だったから、その担当でその期間ずっとやるということを決めた集落もある。そういうところはいいけれども、1年交代でやっているところなんて、すぐかわっていくから、しっかり身が入らないということです。そのことをちょっと心配して、丁寧にやっていただくということはいいけど、ちょっと末端へいくとそうは受け取ってもらえないので、吉田さんのような発言が出てくる、こういうことなんです。

【吉田委員】 もう1つ問題があって、栽培確認責任者の方に集落からの情報が欲しいと。私の集落で、入り作で他の集落から入ってきている人がどのぐらいいて、どんな面積をされるのかと聞こうとしたら、個人情報なので勝手に渡せませんと言われたんです、そこで。それで、役場に言っても、役場も、それは個人情報の範囲だから私らもよう手出しできないということになってしまって、大変困ったんです。その辺も、書類の上の部分とかに、個人情報の提供を承諾しますとか、そういう一文を書いたようなものでつくっていただくと、すべての組織がその書類を共有できるんじゃないかなと思いますので、お願いします。

【富岡会長】 今幾つか出た、繁雑だとか確認責任者の位置づけとか、それから個人情報の活用とか、その辺について何かありましたら。

【事務局】 まず、確認責任者の関係でございますが、今までの制度ですと、確認責任者単位に申請いただいていたので、農家の方から農協の確認責任者の方あるいは肥料屋さんの確認責任者の方に生産計画とか記録を出していただいたら、それを直接県にお出しいただいていたわけですがけれども、今度の制度の場合、今おっしゃったように、各集落で一旦取りまとめるという部分がありますので、各集落で農協の指導に基づいてされてい

る農家の方は、まず、10人おられたらその10の方が農協の分として集落に出し、また肥料屋さんとかの指導でされている、肥料さんが確認責任者になっている分は、それはそれでまた集落に出しということで、その辺はどうしても複雑になってまいります。

ただ、国の制度ではまとまり要件というのがあるんで、集落で2割以上とかあるいは3割以上の方が取り組まないと対象にならないとお金が出ないということがございまして、そういうことから、どうしても集落単位でいろんな取りまとめをしていかざるを得ないというのがございます。吉田さんのように5集落にまたがっているという場合でありましても、やはりそれぞれ集落が、吉田さんが実際計画して、ほんとうに環境こだわりで最後まで取り組まれたかどうかということを集落の役員さんも把握していないと、もし吉田さんの分が1個抜けてしまうと、面積2割いけると思っていたのに、吉田さんの分が抜けたら2割欠けてしまって集落みんながだめになってしまうとか、もらえるつもりになっていたものがもらえなくなってしまうとか、そういうことが起こる可能性もありますので、やはり集落でまとまり要件がクリアできるかどうかということを中心に集落の役員さんとかは把握できるような形で事務も進めないといけない。やはりお金が絡む話ですので、後々ずっとトラブルの大きな原因になりますので、そういうことから、大変大きい農家の方にとっては面倒ですけれども、それぞれ集落を通じて生産計画をお出しいただくような格好になってくるといことです。

ですから、事務手続については、今までは書類の提出から何から何まで確認責任者という格好でしたけれども、今度は、事務手続は集落から市町という形で流れてまいりますので、確認責任者については、特に栽培の中身、資材の内容なり、あるいは栽培の方法なり、そういった技術的な部分での確認ということで、県が最終的な確認はいたしますけれども、その事前の農薬や肥料の指導なり確認という部分を確認責任者の方には引き続きお願いするという整理していきたいと考えております。

あと、事務が大変複雑ということで酒井先生のほうからもいただきまして、今年の場合、非常に混乱したわけですけれども、何とか今年の国の制度の最初の採択、それから県の県単のほうの移行する分とか、その辺すべて整理できましたので、来年についてはそこまで繁雑なことにはならないと思います。2年目以降の手続についてはより簡素化できるように、要らないものは省けるようにしていきたいと考えています。

あと、個人情報の関係は、すぐにこうしますというのはなかなか言えないので、どういったことで支障なくできるかといったことについて、検討させていただきたいと思います。

【富岡会長】 ほかに何かご質問とかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【富岡会長】 それでは、次の議題に入りたいと思います。

2番目、農作物・作型等の追加について、事務局からの説明をお願いします。

(2)農作物・作型等の追加について

【事務局】 (説明)

【富岡会長】 ただいまご説明がありました対象農作物・作型等の追加について、ご意見などございましたらお出しください。

【間宮委員】 花きの環境こだわり農産物の基準5割というのは、19に対して9.5じゃないんですか。

【事務局】 今回、慣行的使用量が奇数の場合には少数以下は切り捨てという形です。これで説明しますと、ストックの化学肥料は19キロ、半分にすると9.5、だから9.5じゃないかということですが、少数以下については切り捨てということで最初から運用しております。それで9という形にいたしております。水稻の場合でも、慣行的使用量は9キロですけれども、4.5でなしに4キロという形で、半分にしたものについては少数以下は切り捨てという基準の運用をさせていただいております。

【川口委員】 以前、荒漬けにしたいのでウリとか何か聞いていたんですけども、ウリは載っていなかったでしょうか。

【事務局】 ウリについては、前回、10月の審議会でご審議いただいたときに追加させていただいております。もう既に1月の制度改正で、ウリのほうはアオウリ、シロウリについては規則の改正をして、農家にも周知しているところでございます。

【成田委員】 果樹のところ、ベリー類となってブルーベリー等と書いてありまして、あと、ボイズンベリーを含むと書いてありますが、ボイズンベリーというのはどういったことで、2つ目の質問は、滋賀県においてブルーベリーの作付の割合というのはどれぐらいあるんですか。

【事務局】 ボイズンベリーは高島のほうで一部栽培がされてありまして、そちらで取り組みたいということで要望があったものでございます。ブルーベリーの栽培面積は把握していないんですけども、そう多くはないと思います。申しわけございません。数ヘクタール、10ヘクもないと思います。

【成田委員】　今は高島のほうで非常に活発に行われていますけど、それが滋賀県全域に広がることは想定されているんですか。

【事務局】　この基準に追加するもの、ここ何年か増やしているものは、一部の地域しか栽培されていないものでも、地域で取り組みたいというものについてはどんどん入れていこうということでしておりまして、もちろん全県でもお取り組みいただきたいという思いはございますけれども、入れたからといってすぐ増えるかどうかというのは、これからの農家なり地域のご判断というところです。特にここに入れたから県下でどれだけ拡大しているというものをそれぞれ品目別に持っているというのではなく、要望があるので対象として、農家の意欲を産むため、順次入れていきたいというものでございます。

【富岡会長】　少面積の作物については、慣行的使用量というものの定義が難しいというか、あっという間に100%になってしまう可能性があるわけですね。そしたら、どちらが慣行的使用量になるのかという疑問が出てくるんですが、その辺は何か整理しておられますか。

【事務局】　今回もこれ以外にも要望があったものがあるんですけども、非常に生産者数、面積が少なく、まさに県内で1人か2人しかつくっておられないようなもので、その人のものが慣行的使用量になってしまうということで、今会長さんがおっしゃったようなよくわからないという話になってしまうので、そういうもの、慣行的使用量自体が設定できないというような、ここにあるよりもさらにマイナーな栽培しかないものについては、今回も要望があっても外したというものもございます。

　　ということで、非常に栽培が少なく慣行的使用量の設定が困難だということについては、どうしても対象にできないということもございます。

【富岡会長】　一度決めた慣行的使用量というのはずっとそのままなのでしょうか。慣行的使用量でやっていた人がいなくなっても残ってくるのか、その辺がどうなるのかと思ひまして。

【事務局】　もちろん一定の年数がたてば再度調査をして数字の見直しということは必要になってくると思うんですけども、今即刻に、一、二年で見直すとかということは考えていません。今度国の制度になりますと、同じ水稻でも全国で農薬とか化学肥料の使用量の一覧表ができてくると思います。そういう中で、全国的な横並びで、滋賀県はこれでいいのかとか、消費者からもあるかどうかわかりませんが、基本的には、一旦定めができているものについては、当然年数がたてば見直さなければならないと思います。

【吉田委員】 県が認めているから安心という意識があると思うんです。その県の基準というのは、やはりきちんと強い立場であるべきじゃないかなと思います。先ほど、小数点以下は切り捨てたという厳しい判断もありましたけど、そういった感じで、消費者は県の認証だから安心して買えるというふうにもっていけるようにやったらいいと思います。だから、慣行的な使用量というのを厳しくとらえていくんだという姿勢の中でやっていったほうがアピールはできるんじゃないかなと思うんです。

それと、半分に減らしたからどうだというあいまいな認識もあると思うんです。もともと多いものを減らしても、農薬がたくさんかかっているものはかかっているんだし、もともと少ないものを半分にしたからといってどうかということもあると思うので、その辺のところの基準を、大まかにいえば、5割以下削減ですが、もとの基準のとらえ方によって変わっていくということも含めて、県がそういう、また県の中で、審議会といいますか、審議される場を設けられて、きちっとそれを監視していく、管理していくということが必要じゃないかなと思います。

【富岡会長】 事務局で用意された議題は以上ですが、委員の皆さんから何か議題としてご提案等ございましたらどうぞ。

【吉田委員】 基本計画の中で学校給食との絡みが全然ない。食育という言葉はたくさんありますし、農業体験という言葉もたくさんあるんですが、学校給食の面でどうするかということが盛り込まれてなくて、やっぱりそこは入れない分野なのかという部分。ちょっとでもこだわり農作物を使用していこうというような連携ができないかなということ、いまだに僕は思っています。

それと、転作の制度、どれだけ削減しなくてはいけないかという中で、2型、3型という免除される制度があるんですけど、その辺の絡みが、こだわり農業課さんとまた課が違って動けないのか。その辺の絡みもこれから検討していただけないのかなということがあります。

もう1つは、ブランド化という面で、一時、5割削減か3割削減かというような制度がありましたけど、すべて削減というような形の有機農業推進法というのが出てきました。それがどうなるかわからないということもあるようですが、そういった基準も中に設けていただいて、それを軸にアピールしていかれるような仕組みをつくられたらどうかということ、を思っています。

【富岡会長】 今、3つお話がありましたけど、事務局で今どう考えているということ

がありましたらお聞かせいただければと思います。

【永井課長】 基本的には環境こだわり農業の推進計画ですから、つまり、よそさんの懐には手を突っ込まないというのが仁義だというようなことがちょっと含まれていて、学校給食はまさに県がどこまで言えるのかということ、何を選ぶかはやっぱり地域地域のご判断です。ですから、私どもとしては、こだわりネットワークと一緒に、学校給食の皆さんとの情報交換とか意識啓発だとか、そういうところまではできるんですけども、じゃ、計画上にこれこれこういうふうにして推進しますとか、あるいはそういうふうに進捗目標を持つとかとなると、ちょっとよそさんのところへ突っ込み過ぎるかなというふうに思っています。これは地産地消だとか学校給食だとか、幅広い外堀を一緒に埋めにいく世界なのかなと、思っています。

それから、こだわり農業の転作上の扱いですけども、県は環境こだわり農業をやっていただいた面積はきちっと評価をしています。全体の生産枠の5%をいろんな要素で配分しているんですけども、その中に環境こだわり農業をやっていただいた面積をきちっと評価をして入れるようにしています。ですが、今度、市町段階から農協団体へ行って生産者段階へ行く過程で、じゃ、地域ではこうしてくださいねということは決して強制できる世界ではありませんので、どれぐらい割り当てされているかわかりませんが、例えば半々ぐらいのところ、生産者の皆さんに、きちんとかんたんをやっていただいたところにはお米の生産枠をたくさんあげるという市町も農協もありますし、そうしていないところもございませぬ。これは私どものほうで一律にこうしなさいと言うわけにはいきませんが、県としては、地域に配分する際にはそういう考慮をしているということです。

それから、ブランド化の話ですが、有機農業の話はもう少しお時間をください。有機農業の法律ができ、その施行は行政の責務でありますので、一定推進するとしても、国が今中身の検討をしていますので、それを見てというふうに思っています。

【吉田委員】 今、1対1のやりとりになってしまったんですが、審議委員の皆さんのご意見もお伺いしたいと思うんです。どのテーマでもいいかなと思うんですけど、とにかく学校給食に関しては、もっとほかにも皆さん思っておられる方がおられると思うんです。

【酒井委員】 吉田さんのおっしゃるとおりで、長い間、僕も、学校給食をもっと増やせ増やせということとさんざんやってきたけれど、いろいろな要件がある。これだけ農政が地産地消で、各JAが各市町の教育委員会で全部給食を米にしてほしいと、こう言ってやっても、やはり給食代の問題がある。そして、関係者の問題がある。引っ込みがつかない

い、なかなか。これだけ一生懸命農業を頑張っているけれども、全部そう。だから、週のうちに何回するとか、そしてやっぱり給食費。だから、JAあたりでも米を安く出すと、これは言い値。ところが、そんなむちゃくちゃ安くもできない。やはり保護者は給食代の問題。それでなくても給食代を払わない家庭もあるというくらいで、なかなか難しい問題があると思うんですね。すべて野菜もそうです。損して出せば別だけれども、その値段の差があるところが非常に難しいので大変だなと、こういうことです。

給食の出発から、当時、終戦後のパン食にかわるときからの状況を私は知っているけど、それはものすごかったですよ、パン業者が。そうしなかったら、全部米給食にしたらものすごい反発で、大変なことになってしまい全部できなかったというので、半々にしたり一部にしたりと、こういうような状況で続いていると。

日本人というのは米食が一番いい、健康にも。今、世界中でも言われているくらい。でも米を食べない、子供は。朝、朝食を食べないのはいけないと言われているようだけれども、パンと牛乳に皆なれてしまって西洋並みになってきているというのが始まりで、一生懸命町村長さんにいろいろ申し上げて、徐々に増やしてきてはおられる。全国の学校、1週間5日間の給食をやる場所は何力所かあるけれども、教育委員会の問題もある、そして給食費の問題がある、業者の問題もある。いろいろあって、県が言われる、一概に号令が出せないのが現実ですが、徐々に戻していかないといけないと私は思っています。

【増田委員】 3番目の有機にかかわっての話ですが、少し制度を振り返ってみると、こだわり農作物の制度、もともと認証制度が先行して、それに直接支払いが合体した形で運用されてきたんですけども、今回の国の制度発足で、いってみたら再び認証制度と直接支払いが分離したという面もあるのかなと思うんですね。そういう意味で、改めて認証制度のあり方についてはもうちょっと検討してみてもいいのかなと思うところがあります。

今、無農薬・無化学肥料ということでは、国の有機の認証表示制度があるわけけれども、これも多々批判もあるところで、いろいろ議論もされているんですけども、例えば、そういうのも県のこだわり認証の中にもう一回、有機という言葉は使えないにしても、無農薬なり無化学肥料というようなものを県の制度の中にもう一回入れ込むようなことは可能かどうか。もう一段、認証制度の中で県の農産物の認証制度のもうちょっとレベルを上げていくというんですか、そういう方法を検討してみてもいいんじゃないかなと思っています。

例えば具体的に言うとかんな話もあって、前、ヨモギの基準をつくらうというときに、

慣行栽培の基準がなかったら設定できないという話で立ち消えになったと思うんですけれども、完全に無農薬・無化学肥料ならそれはそれとして認証したらいいのではないかと。要するに無農薬というレベルを設定して、それをこだわり認証の中で認証をするというような形もあってもいいんじゃないかと思ひまして、そのあたり、もうちょっと認証表示制度の多元化あるいは高度化みたいなことを検討課題としては上げてもいいんじゃないかと思っております。

【富岡会長】 さっき言いました、半減が慣行になってしまったらその次をどうするという話と連動してくると思うんですけれど、慣行はずっと基準内での慣行に固定しておいて、5割減の次は7割減、そして10割減という、そういうやり方で農薬減らしを進めていくのか、あるいは、慣行使用量自体を減らしていくのか。2通り方法があると思うんですが、いずれにせよ、こういう無農薬、無化学肥料の方向への転換をさらに進めていくような仕組みが必要じゃないかと、こういうご意見かと思うんですが。

【川口委員】 今のマークの話なんですけれども、この前、京都の久御山町の農協で話がありまして、マークも何か変えていくような話をしておられたんです。滋賀県のマークは認証なので変わらないかなと思うのがあるんですけれど、今言われた多元性というんですか、金マークとか銀マークとか何マークとか、グレードアップして滋賀県のマークをバックに入れられないかなと思うのがあるんですけれど。例えば有機であれば琵琶湖をバックに青いのが入ったこだわりマークをつけて売るとか、ほかの県とかJAさんがすごく頑張っておられるので、5年もたたないのにマークのことを言うのもおかしいかなと思っていたんですけれども、それはどんなものでしょうか。

それと、給食費の話なんですけれど、私も給食の関係で給食センターに見学へ行ったりするのに、どうしてもパンが離せないんですね。業者のかかわりとかで。お米にしてくださいという話もいっぱい出るんですけれども、こだわりの話が一切ないんです。もう北海道のお米を使うのが精いっぱいなので、こだわりなんかとてもとてもという話で、話が出せない状態に近いんですね。そのお米も自分たちが直接買えなくて、どこかを通して買わないといけないとか、牛乳とお米というのはすごく何か絡みがいっぱいあって大変みたいなので、私たちもあっち行っては聞きこっち行っては聞きなのでよくわからないんですけれども、草津市は4月、次のマークをつけてみましたら、5回の給食で4.5回。1週間4回の週と3回の週と。なおかつ米御飯も入っていましたので、米はちょっとずつ使っているようなんですけれど、北海道には負けます。

【吉田委員】 話が論外ですね。こだわり農作物を推奨している県がそれをやっているということは、僕は論外のような気がするんですけどね。

【酒井委員】 この環境こだわり、うちは一生懸命取り組んでいるのだが、今、個人がそれぞれ、皆、自分の生産の記録をきちっと書かないといけない。米でもそう。近江米、近江米って、あんまり袋に近江米って出てこない。例えば環境こだわり認証農産物でも、認証表示が何か変わったのか知らないけど、滋賀県を感じるようなマークではないですね。琵琶湖を青い色で何かするのであれば見られるけど、似たような何かよくわからない漫画の絵やそんなマークを認証にしている。そんなものでは、ぴんとこないと思う。だから、近江米もそう。近江米という言葉か色はきちんと表示させないといけない。結構そこらに売ってある、個人の名前まで入れてね。これはこだわり米で無農薬だ何だと書いてあるんだけど、これが近江米かどこの米か、小さい字で、よっぽどよく見なかったらわからない。あれも何とか指導できないものかな。

【農業経営課長】 認証マークと、近江米のアピール、PRが弱いことはそのとおりなんです。ただ、玄米のあの中でマークが張られている部分がありますし、一定そういうことをされていっているんですが、近江米を、琵琶湖の絵をかいた近江米と混ぜるのを集荷の段階でやっておられる。それが県外へ出たりしますと、ほとんど白米にかわってしまったときに他の品種とブレンドされたり、あるいは、最近では単品で売られているものも多いんですけども、その卸の方のブランド名で売られている部分もありまして、どうしても近江米という面がその点が弱いとは思いますが。

そういう意味からすると、とにかく集荷段階から一貫したPR対策を集荷から販売面まで、全農さんとうちの近江米振興協会にいろいろかかわっていただいてやってもらっているんですけども、確かにまだまだそこまで。ただ、出ていったときの、白米になったときのマークがあまり張られていないというのが大きな課題になるんです。何とか取り組みを進めたいとは思いますが。

この認証マークですね。認証マークというのは、基本的には滋賀県をアピールするものではなかったと思うんです。どうしてもこだわり農作物というその技術を県が認証することでしたので。その部分の意識はこれから、むしろ変わっていったらいいと思うんですが。

【酒井委員】 そのときに滋賀県を忘れてしまっていたのでは。

【農業経営課長】 今、川口さんからお話がありましたけど、学校給食を所管する分野

から申し上げますと、米は北海道産と全然違う米、全部近江米です。滋賀県の米100%です。これは学校給食に使われている米はどこからも入っていないということだけご承知いただきたい。ただ、その地域の米でないかもわかりません。県内流通している県産のお米には間違いありませんが、その地域の米ではないかもわかりません。それだけは間違いございませんので。学校給食会という会から提供させていますので、滋賀県産のお米を100%使っていただいております。

その中で、実は地元の米のこだわり農作物、こだわり米を使いたいという町もあります。ただ、滋賀県の米であれば基本的には一緒ではないかという意見もありまして、ある町ではそれをなかなか前へ進まれてなかったりする部分が、米の場合はかなり面積がありますので、そういう声が上がってきているんですが、今、そこまではいっていないという状況もあります。

それから、米も含めて野菜とかの学校給食の現況から申し上げますと、2つ大きな問題があるんです。それは、今、自校方式という学校で給食をするという方式から、市町村合併でセンター方式に変わりましたので、品ぞろえの問題があります。品ぞろえは量も含めての数と品ぞろえの問題となりますのと、もう1つは値段の問題、その2つはどうしても、今、大体1週間に野菜やら米を使っている中の特に野菜なんかは、何人も地元の方から提供してもらっているんですが、それは地元の農家の努力といえますか、採算を若干度外視して提供しようというプライドに基づいてやっていただいている事情もありまして、なかなか品ぞろえと価格の面でセンター方式では受け入れられないところもあります。全体の品目がそうですので、こだわり農作物をそこへさらに提供していこうということにはなかなかない事情がある。

むしろ、後で多分話があると思うんですが、この基本計画の7ページに、農からの食育で書かせていただきましたように、地産地消の推進の観点から、地域の農産物を学校給食に提供すると。こちらのほうからまず進めていこうと。その次に当然セットでお米が入ってくると思うんですが、そういう取り組みを進めたい。これがまず第一歩かなというふうに思います。

【成田委員】 先ほど先生がおっしゃいましたように、農薬の段階的な違いのマークができないかということ、いずれ滋賀県はそうなるべきではないのかなと思います。今、地域のものをとおっしゃいましたが、滋賀県産であればほとんど大丈夫なんだよというところまで持っていけば、それはほんとうに可能ですよね。段階的につけなくても、滋

滋賀県産は全部オーケーなんだよというような有機の方へのもっていき方というのが滋賀県のあるべき姿ではないかなと思っております。

それと、先日、食育のお話を聞いたときに、京都大学の生協さんの方が、やはり京大の生協は全部北海道産でとっていますと言っていました。お隣なので、ぜひぜひ滋賀県産をというお声が随分会場からも上がっていました。やっぱりそれはお値段の問題でということで、滋賀県と京都、隣同士ですので、それは滋賀県産のお米もぜひぜひおいしいので食べてくださいねと私も何回も申し上げましたが、やっぱりお隣でもそういう北海道、遠い、それこそガソリン代をかけて遠くからやってきているわけですね。

それで、ブランド化ということにしても、やっぱりお値段が高ければ農家の方たちはすごくうれしいと。吉田さんに前に伺ったことがあるんですが、農業をされていて何が一番うれしいですかと伺いましたら、高く売れたときということで、やっぱり生活がかかっているらしいので、私たちも安く安くということはずいぶん言えない。それよりも、少々高くてもやっぱり安心安全なものということで、滋賀県民である以上、それは買い支えていくべきではないかなと思っております。それで農家の方も自助努力をしていただいて、私たちもやっぱり努力で買い支えるということで、滋賀県は無農薬に近い状況に野菜を、すべての農産物をですが、もっていくのがすばらしい滋賀県につながるのではないかなと思っております。

【山田委員】 先ほどから北海道産のお米とかという話が出ていますが、やっぱり滋賀県の場合は環境こだわりですから、農産物だけじゃなくて、環境こだわりというところに焦点を置けば、食のマイレージみたいな、そういったようなこともちょっとアピールしてもいいんじゃないか。そういう考え方は全然入ってきてなくて、農薬の問題ですけども、遠くから燃料を使って運んでくる、そういったこともやっぱり考えなきゃいけないんじゃないか。マイレージをちょっと出してもいいんじゃないかなと思うのが1つ。

それからもう1つ、農産物の農薬の使用とか、そういったものの慣行ということですね。慣行の状態がだんだん下がるということが私は大事だと思いますので、現在はこだわり農産物で5割減でつくっていらっしゃるのが、いろんな技術とかそんなのがグレードアップしてきて、みんながつくれるような状態になったときは、こだわり農作物もやっぱりより次のものを目指すということもあっていいんじゃないかと思います。

それと、例え1人でもほとんど使わないでつくっていらっしゃる場合は、それは慣行というのがわからないからというお話が最初にございましたけれども、そういう意味じゃな

くて、滋賀県では確かにつくっていなくても、ほかのところで、あまり気候の違うところと比較はできませんけれども、近辺でつくっていらっしゃる方があれば、それを慣行と考えて認めていってあげる、そしてよりマークの浸透を図るということも必要じゃないかなという気がいたします。その辺も少しは考えていただきたいと思います。

【田中委員】 生産者の側のほうからも意見をちょっと申し上げたいなと思います。

確かに理想は高いのは結構です、無農薬、有機。しかし、事情がだんだん、今年みたいな暖冬、やはり気象条件も変わってきています。ですから、理想は結構なんですけれども、生産する側にとりましては、ただ今の現状をクリアするために一応努力は精いっぱいしているんですけれども、やはり慣行、今クリアできたからまたもう1つレベルを上げよということについては、農家としても大変です。今の現状でも精いっぱいということに対して、もし1の農薬をまた余計に使った場合はもうアウトということになるわけですので、やはりすれすれのところに今いるという状態も消費者の方も知っていただきたいなと、そういうふうに思います。確かに無農薬、ほんとうに結構です。でも、虫1つでもいたら消費者は1つも買いません。それもまたご理解いただきたいなと、そんなように思います。

【富岡会長】 ちょっと確認させてほしいんですが、今、認証マークは1種類ですが、その下に何か農薬、化学肥料、半分のところに書きますね。あれは、例えば、今の制度ではないのかわかりませんが、無農薬・無化学肥料と県が認定したら、そういう表示ができないことはないのか。その辺どうですか。

【事務局】 一応、県の表示上は、表示の規格として、化学肥料5割以下にしていますというようなことで書かせていただきまして、ゼロも5割以内に含まれるということで、県のマークの規格としてはそれ1本でさせていただいています。

さらに、農水省の特別栽培農産物のガイドラインの中で、例えば栽培期間中農薬を使っていないという場合には、栽培期間中農薬不使用という表示をガイドラインのルールに基づいて追加で書いていただくことはできます。例えばそのような農水省のガイドラインの表示をあわせて、無農薬ならば、無農薬という表示を今はできませんが、栽培期間中農薬不使用という形で表現することは可能でございます。

【富岡会長】 それは、自分でそうだと思ったら勝手に書いていいんですか。どこにも認証は求めなくてもいいんですか。

【事務局】 その場合、農水省のガイドラインの場合は、それも同じように栽培責任者、確認責任者の名前もあわせて表示することになっていますので、その栽培責任者と確認責

任者の責任において表示をいただくということになります。現行の県の制度では、その部分まで県は責任を負いませんということです。5割以下という部分は責任を負いますけれども、そこまでプラスアルファでガイドラインに基づき表示される部分は、あくまで栽培責任者、確認責任者の責任でやっていただくという形になっております。

【富岡会長】 いろいろご意見が出ましたけれども、学校給食についてはいろいろ出たんですが、行政のほうで十分手は尽くしている、そういうご意見だったと思いますが、委員の皆さんからは、学校給食をもっと重点的にやってほしいという、こういうご意見があったということです。

もう1つ、農業が今の5割減ではなく、ゼロに向けてこの環境こだわり農業推進施策の中でこれをどう取り込んでいくかというのが1つの課題として提起されたと思うんですが、これについては有機農業推進法への対応とも関係してくると思いますし、事務局の宿題ということにしておいていただいて、ご検討いただければと思うんですけれども、そういうことでおさめさせてもらってよろしいでしょうか。

【農業経営課長】 学校給食の関係は、来年度の予算で具体的に補助事業をするところまではしておりません。ただ、地産地消、地元の農産物、滋賀県産農産物を地元で消費していただくというこの考え方はどうしても必要でございますし、特に、地元のものを地元の子供らに食べさせてやりたいという正直な声が、あるいは親御さんの声とか農家の声もありますので、振興局単位で学校給食関係者と、それから農業の生産の関係者が集まっていただく。学校給食は町村の権限です。県はある程度手を出せない部分もありますので、地産地消を取り組むという観点で、地産地消連絡協議会といいますか、そういうのを振興局単位で立ち上げていただこう、そういう取り組みを進める方向であります。

既に東近江は学校給食の連絡会議を立ち上げてもらっていますし、甲賀もその方向で今動いております。それから、一部高島もそういう動きがありまして、実は湖北とか湖東部はわりと弱い部分がありまして、振興局単位でそういう地産地消推進連絡会議的な場づくりをしてもらおうという、そういう動きには予算化を若干させてもらいました。

【吉田委員】 予算の出し方ですけど、事業計画というか、新たなものを組まれる中で、農家向けの事業計画になるのは仕方ないと思うんですけど、アピールとかいう点で、学校給食にこういう農作物を使う場合に、お米の代金を安くできるような補助制度というか、そういったものを県のほうから提案していくということをするれば、それはアピール事業の一環としてできるんじゃないかなと思うんです。そういうような仕組み、学校給食で使う

場合はこういった事業制度によりプラス幾らか出しますというふうな、それがひいてはアピールになると思うんです。子供は大きくなっていくときに、こだわり農産物というのをしっかりと身にしみて感じて大きくなっていくでしょうし、父兄にもそれが伝わっていくという面で、アピール度は大きいと思います。世間に対してのアピールも、マスメディアがそういった制度に対しておもしろいと取り上げてもらえるような仕組みにしていいただいたら、それが宣伝効果になるんじゃないかなと思うんです。

【永井課長】 有機農業関連のことで、ちょっと締めておきたいなと思うんですけど、基本的にはこれからの議論になるということで、皆さんの意見は課内できちっとよく見させていただくということです。やはり法ができましたので、きちんと法に定められた責務として私どもも進めるわけですが、それまでの前提として、農業サイドとしては一定の品質のものをきちんと供給しますという役割がまずあって、そのスタンスは崩せないと思いますし、それよりも有機農業が先に来るはずはないだろうと思っています。

それから、2点目、環境こだわり農業の原点というのは、やっぱり負荷削減でございます。したがって、ヨモギが使わないからヨモギも一生懸命やりましょうという議論ではなくて、やっぱり少しずつでも要らないものは使わないようにしよう、効率的に使ってできるだけ使わないようにしましょう。そういうことをやっても、たくさん虫の食ったようなものは出せないし、年によって全滅するようなことは生産サイドとしてはできません。そういうことで、今のところの認識としては、有機農業というのは技術確立の途上にありますので、まずは技術確立が先決だろうという国の考え方には大いに賛成するところがあります。

今後とも、安定生産・安定供給ということが軸でありますし、環境負荷を減らすということが1つ目の軸にあって、環境こだわり農業の中でこういうことを扱うとしたら、こういう軸を中心にして議論することになるだろうと思っています。

【富岡会長】 ということで、有機農業についてはいずれこの審議会でも何か提案されると、こういうことですね。

【増田委員】 後の議論になるかもしれないですが、農業排水対策の件はどこで出したらよろしいですか。濁水対策は、後で報告のときに関連してお話ししたほうがいいのか。

【増田委員】 その他事項で、ちょっとだけ問題提起。有機農業はちょっとおいておいて、別の話で申しわけないですけど、須戸先生とご一緒に数年間濁水対策を研究してきた、また最近、こだわり農業環境影響評価の委員会等に参加をさせていただいているんで

すが、今回、農地・水・環境向上対策の中で濁水対策がどう取り組まれるのかということについて大変関心を持っているところであります。特に、これまで点的にしか取り組めなかった対策が、いって見たら県下、全県下で、しかも集落単位で取り組めるという意味では、効果的な農業濁水対策がとられるんじゃないかと期待をしているところで、具体的にどんなふうに事業が進んでいくのか、期待を持って見ているところであります。

特に、この数年間の研究の中で明らかになってきた点は、これは経済学部の國松先生も同じように指摘をされていますけれども、用水の使用量が多くなればなるほど濁水の発生量も多くなるということです。いって見たら、水を使えば使うほど土壌を垂れ流して琵琶湖に濁水を流れ出させるという関係がかなりはっきり出てきました。これをとめるために一番重要なことは、我々の調査では、あぜ傷みをなくすことであると。あぜに穴があいて水がもたない状態がある中で、幾ら用水量を減らしても濁水は出てしまう。あぜ傷みをどう補修していくのか、これが非常に大きなテーマです。

それからもう1つは、水が抜けない田んぼづくりという意味で、耕作の仕方という意味で、代かきの仕方をうんと工夫することで水の抜け方が随分減らせられるということもはっきりしてきました。

3つ目は、それを前提にしてこまめな水管理をする、用水管理をするということで、強制落水対策、要するに田植え前の強制落水も減らすことができる。そういう入れ物をきちりさせる対策を先行させながら営農対策もきちんとやっていくと、こういう考え方が必要だと思うんですけれども、入れ物をしっかりさせるという点。それから営農の仕方、特にこまめな水管理だとか、水が抜けないような代かきだとかというような営農対策をきちんと担保していくことが効果的な落水対策につながっていくと思うんですけれども、こういう課題が農地・水・環境保全向上対策の中でどう実現されていくのか。もし今の状況でわかることがあればお話を聞かせてもらいたいと思います。

【松村農村振興課長】 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策ということで、先ほどもお説明がありましたように、国の農地・水・環境保全を滋賀県として滋賀県らしい制度にするその大きな目的は何か、濁水、農業排水対策というものをこの制度の中で取り組んでいきたいというご質問だろうと思います。要件の中で、国の要件は環境に対する箇所というのは1項目をすればいいということにつきまして、滋賀県は、濁水対策も含めて、水質保全と景観、生き物と、3つについてすべての活動をしていただくということを仕組みの中に入れております。

ですから、これに取り組んでいただく集落は、まず、今増田先生がおっしゃったようなこと、用水の季節の前に畦畔の点検をして、そして補修の必要があればする。そして適切な水管理をするということが、世代をつなぐ農村まるごと保全での必須要件、各農家がそれぞれの水田でやっていただく必須要件として組み込んでおります。

ですから、今、滋賀県の5万ヘクタールのうちの約7割あるいは6割の水田については、この4月から5月の代かき、田植え時期は、この制度に参加をしていただく集落では、皆さんが自分の水田の落水対策について具体的に取り組んでいただくということをまず始めていただくということで、全戸に対してそういう取り組みをしていただくパンフレットを現在用意しております。この制度というのは国の制度ですから、なかなか4月1日から一斉に申請とか認可とかそういうことにならないですけど、まず4月1日からこういう取り組みを始めていただきますということで今用意しております。ですから、滋賀県の場合の農村まるごと保全の中では、この濁水対策を非常に重要視しているということでございます。

【増田委員】 ありがとうございます。ポイントがかなりはっきりしてきたので、濁水流出の原因について、そこをきちんと押さえた対策をぜひ全県下で取り組んでいただきたいと思っております。

【富岡会長】 議題は以上で終わります。報告事項に入ります。
環境こだわり農業推進に係る平成19年度予算について、事務局から説明をお願いします。

(報告事項)

(1)環境こだわり農業推進にかかる平成19年度予算について

【辻参事】 (説明)

【富岡会長】 それでは、ただいまのご報告に対して、ご質問等がございましたらお出してください。

【間宮委員】 環境こだわりの支援ということで、たくさんお金をちょうだいいたしますけれども、共同作業の部分の3,300円とか、それから環境こだわりの6,000円というのは、いつの時点で私の財布の中に入るか、お聞きしたいです。

【事務局】 1階部分のほうをまず述べさせていただきますが、共同活動につきましては、先ほど言っていましたように、本県では10アール当たり3,300円という単価でございますが、これにつきましては一応概算払いということを考えております。で

きるだけ早い時期、すぐ4月早々とはなかなかいかないですけれども、できれば7月ぐらいには概算払い、100%ではなくて、例えば7割とか、そういったレベルを考えていますけれども、そういったものを活動組織にお支払いさせていただいて、最終的には3月までには全部お支払いさせていただくという考え方を今検討しております。

2階部分の営農活動の6,000円の部分は、基本的に、まとめ要件とかがすべてクリアできたという実績を全部確認してからのお支払いになりますので、おそらくは2月、3月といった年度末の支払いになるということでお考えいただきたいと思います。

【田中委員】 もう1回確認します。1階部分は6月か7月か、まあまあ盆までには確保しておく。

【事務局】 これは県だけではなくて国からの交付金もありまして、まだ確定しておりませんので、できるだけ早くしたいと思っておりますけれども、それは、今申しましたように、7月ぐらいに何とか払えるようにしたいと思っております。ただ、国との事務の処理とかいろいろございますし、それから取り組み地区の、全国的には数もございます。そこから辺で、状況がまたわかり次第、市町を通じて状況をご説明させていただきますけれども、できるだけ早いうちに概算払いをさせていただきたいと思っております。ただ、盆までに必ずかということは、ここで確約させていただくのはなかなか難しいです。

【田中委員】 というのは、運転資金を借り入れしないといけないので、その借り入れ金額がまだ、集落の事業内容にもよるけれども、手当しないといけないだろうし、そこらをどうしたらいいのかという形で話は出ていましたし、夏ごろがめどですと、まあまあありがたいなという思いがしています。

【事務局】 何せ初めて全国的に大々的にやりますので、やはり予期せぬことも出てくる可能性があるのですが、確たることは申し上げられないですけれども、できるだけ早くにと考えています。

【田中委員】 例え一部でも入ったらありがたいです。

【間宮委員】 ボランティアの範囲を超えている。それではちょっともたないと思うところがあります。

それから、耕地課の人から水の件でお話があったんですけども、あぜ塗り機とか、強い集落営農を支える何とかという国の補助金があるけれども、そういうものを広げていって、今増田さんが言われたように、各たんぼを管理するということだけでも、具体的にそういうふうに取り組みますと言っているけども、機械的にやらないと人力では、明治の時代

ではないので、もっとハードなところをやらないと若い人はついてこないし、年寄りばかりです。集落営農でやろうと、国もそういう方向で行っているけれども、薬を減らすのもいいけれども、機械でできるだけやれるような支援を考えていかないと、だんだん農業なんかしたくない、汚い、えらいしということになるので、そういったハードの施策をお願いしたいと思う。みんなで見て回るのもいいけれども。

【事務局】 今の制度で、当然見回りをしていただいて、もし水が漏れている場合があると、そういった場合には、人力でできる場合と、今おっしゃったように、とても機械でないとできない状態もございます。そういった場合は、この対策では機械を借りていただいて、もちろん運転手つきで借りていただいて、そういったものの作業を、補助的なものは地元で参加していただきますけれども、機械でしかできない部分については、その機械を借りていただきながらやっていただくということもこの制度で可能でございますので、そういったこともあわせてお願いしたいと思っております。

【橋本委員】 今見ていますと、補助金が出てきて、きめ細かい対応をしてきていると思うんです。ただ、僕が根幹を忘れたらいけないと思うのは、これからの次の世代に私たちが受け継いでいく中では、やはり環境と食糧、これは絶対大事である、当然みんなの共通認識だと思うんです。環境というのは1回崩してしまうとそれはもう戻りませんし、今の地球の温暖化を考えてみたら、先ほど田中さんが言われたように、非常に温暖化している中では虫の発生も全然変わってきていますし、農作物をつくれる場所も変わりかけてきている、あるいは栽培管理も変わりかけている、播種の時期も変わりかけている、大きく今地球の温暖化で変わってきているわけですね。

理想論としては、無農薬が理想です。ただこれはなかなか難しいのが現実です。今の日本の高温多雨の状態の中では難しいと思うんですね。

それと、今の農薬というのは、私らの30年前、40年前のことを思ったら、農薬も新しく開発されてきている。昔は川にいろいろ魚やら死んでいたりしたけど、今、琵琶湖の中で農業排水の中で死んでいることは全くないです。そういう意味ではよくなってきていると思うんですね。ただ、今の50%以上に進めていくというのは課題ではあるけれども、それはさっきも田中さんが言われたように難しい問題なのかなど。

それと、もう1つ私が思うのは、農産物を販売している中で、今の学校給食を含めて、消費者の方にもっといろんなことを、食育の部分をやっぱりアピールしないといけないだろうと。減農薬あるいは無農薬でやれば当然虫の発生がある。今、平和堂さんでもそうだ

と思いますが、ちょっとした虫の発生、あるいはごみが、骨片が入っているだけでも農家の方へクレームが来ます。こんなことと思うぐらいのクレームが私らや平和堂さんのほうにもどんどん来ているのが現実です。農業が一般の消費者には遠い存在になってきているので、もっと近い部分にもってきて、消費者にこうですよということを教えていかないと。

また、今現在、日本の自給率40%、45%を目標にされているけど、これははっきり言って絵にかいた餅。無理です。逆にまだ40%から下がります。滋賀県では53%と思うんですけど、米は120%ぐらいありますけど。滋賀県が今回環境直接支払制度をやったように、僕は全国のモデルケースになるべきじゃないかなと。なぜかといったら、やっぱり琵琶湖という1,400万人…。

【富岡会長】 途中ですけれども、予算案の説明に対する質問ということでお願いします。

【橋本委員】 だから、その辺の部分の中でこれは必要なのかなと。できたら予算の中で消費者に啓発する部分、アピールしていく部分についての支援。さっき言われたような、お米や環境こだわり農産物を県内で消費していただくとしたら、そういう支援みたいな部分もう1つの支援の中に入れていただけたらなと。

それと、地元のを消費する点では、逆に言ったら、入札制度でやっている中で産地限定をしていったらいいわけです。今、産地を記入されるようになっていきます。滋賀県産があるときは滋賀県産を入札していくらでという形にもっていけば、滋賀県のもが入っていくわけだから。それは入札の中でできるわけだから、その辺はまだ改善していく余地があるのかなと。指定していくというか、そういうことも必要なのかなと思うんですね。

だから、いろいろな話になって申しわけないけれども、今の状態の中では、消費者に啓発していく食育についての部分がもうちょっとあってもいいのかなと考えます。

【高島委員】 みんなが支える環境こだわり農業PRの部分ですとか、店頭でのPRの部分、つまり草の根的な活動部分よりも、そちらのほうに私は力を入れるべきではないかというふうに思っています。生協でもずっと産直みたいなものを掲げて草の根的な活動をやってきていますけれども、それよりもいかに紙面で訴えるか、店で訴えるかのほうがやっぱり効果は高い。ですので、そちらの部分にもうちょっと予算配分を多くしてもいいんじゃないかと思います。

草の根的活動の部分については、こだわり滋賀ネットワークにかなり大きな負担というか、ポンとそちらにお任せしている部分がありますが、これでいいのかなという部分は疑問に

思います。その辺はなぜなのか教えてください。

【事務局】 環境こだわり農業課の森本でございます。

こだわり滋賀ネットワークの会員には、消費者、生産者、流通の方、いろんな方が入っていらっしゃいまして、県内にたくさんいらっしゃいます。特に消費者の方がいろんなPRをしていただくということは、ご自身の熱い思いが伝わるということを思っております。行政サイドが一方的にするよりも、そういう方々の思いを同じ消費者の方に伝えていただけたほうがいいのかと思ひまして、予算をそちらのほうにつけております。

【高島委員】 それ以外のところ、こだわり滋賀ネットワークというのは会員の中かなりやっておられる部分があるように思いますけれども、一般のNPOですとかそういうところが参画して何かしたいということになると、理解促進事業部分での地域に根差したこだわり農業推進事業というところに、また別に申し込んでいくという形になるんでしょうか。

【森本参事】 こだわり滋賀ネットワークの中にもNPO団体の方も入っていただいておりますし、こだわり滋賀ネットワークはそんなにハードルの高いものではございません。会費も無料でございます、いつ入っていただいても結構でございますので、とりあえず、PR事業につきましては、今言っている部分についてはこだわり滋賀ネットワークのほうに委託しているという形になっておりますけれど、入っていただければいつでもやっていただけますし、その方々が県内のあちこちで活動していただくということで、限定じゃなくて、いろんな地域でいろんな活動をされることによって、こだわり農産物のPRなど、県産農産物も含めてですけれど、やっていただけるという期待を込めて予算をつけております。

【富岡会長】 こだわり滋賀ネットワークに参加してくださいと、こういうことですか。

【森本参事】 そうです。会長のおっしゃいますとおり、こだわり滋賀ネットワークに入っていただきまして、滋賀県の農産物、特に環境こだわり農産物のPRを皆さんでしていただけたらと思っております。

【高島委員】 きめ細やかに活動は可能ということですね、そこに入っても。

【森本参事】 はい、そのような期待をしております。

【吉田委員】 今朝の新聞に、昨日、宮崎県知事が滋賀県に来られたというニュースがあったんです。宮崎県知事の農産物のPRの威力ってすごいなということで、滋賀県もそういったことをしていただけないのかなと。知事が、マスコットというか、表に立ってこ

だわり農作物をPRしていったらすごい効果があるんじゃないかと。宮崎県知事の場合、何か120億の経済効果があるとかいうようなことを聞いていますけど、そういったことをこちらのほうから提案して知事をお願いして、ぜひ頑張ってくれよと言えないのかなというのを思うんですが、いかがでしょうか。

【永井課長】 制度が始まったときは、知事を先頭にして随分と県内に立ってもらったんです。知事も新しい知事になって、120億とかはわからないですけども、かなりの経済効果があると思っています。ですから、その方向には僕も基本的に賛成したいと思いますが、今の知事がどう考えるのかというのはまだ伺ってないんですけども、いい提案だと基本的には思います。

ただ、県外に持っていけるものがなかなかなくて、米だけぶら下げて知事に行ってもなかなか商売にはならないかなというふうに思いますが、少なくとも県内に向けて、県内の消費者の皆さんに、県内でとれた環境こだわり農産物ですよというお勧めは大いにあり得る話だということで、前向きに考えたいと思います。

【岸辺委員】 8ページの県産の地産地消で、年間安定した供給システムを構築するところ、ここのところをもうちょっと具体的に。ここに書いてある4行では全然ほど遠いかなと思うので、もう少し具体的な説明はないでしょうか。

【農業経営課長】 これは私どもの所管の部分ですが、まず直売所、それから県内に4つの卸売市場があります。直売所はものすごく前向きなようですけども、基本的には卸売市場の機能を活用していく。それで、野菜が市場の機能を活用した中で直接量販店へ運ばれるようなシステムが、生産者のサイドから直接量販店へ持っていくシステムができないのか。まず、生産者団体の全農さんに補助金を出します。というのは、一定、そういった中で量販店の方々と、それから生産サイドがしっかり、市場も入っていただいて生産と消費を、先ほど山田さんがおっしゃいましたフードマイレージの考え方も入れまして、できるだけ量販店の求めておられるニーズに対応できる生産サイドの取り組みはできないのかということです。

具体的には、大きな事業の内容の中で流通コンテナがあるんです。そのコンテナを助成する中で、産地から直接量販店のほうへ持って行って、そこで販売ができないか。そういう体制づくりをしたい。その実験機能的なことを少なくとも今年と、2年間あるいは3年間続けたいな、こういう考え方でこの事業を絞っております。

流通システムと書いたのは、これは行政用語でございまして、具体的には産地から直接

量販店へ持っていく体制づくりをしたいなど、こういう考え方で事業を絞らせていただいています。

【川口委員】 先ほどの知事のことですけれど、私は鳥取県出身なので、鳥取県のホームページを見るんです。トップページに鳥取県の出店というのでバーンと出ています。特別展を出しますということがトップページに載ってしまっていて、楽天なんですよ。すぐ楽天に入りまして、いっぱい出てきまして、お米1キロ600円、送料付きで。それからシイタケとかお芋さんとかたくさん、カニまであって、いろんなものがあります。これは、楽天のホームページで期間限定ですけど、知事の名前で、もうすぐやめられますが、この方のPR効果は高い知事なのでたくさん出ているんだろうなと思うんですけども。何らかの形で、とにかく知事を活用していただきたいなと思うのはほんとうにお願いなんですけど、それとインターネットも使っていただきたいなと思って。

この前、アグリフォーラム・イン滋賀で吉田の生産者の方が言われたんですけど、こだわり農作物が売れないということを言われていたので、後で、いや、実は楽天に載せたら大変なことになるので、在庫を確認していたらできないと思うんですけども、こういうのがありますよということはお伝えしたんですけど。ほかのところでも、滋賀県でも、通信費だけでできますので、インターネットを使われる方は着払いとか郵送料自分持ちは覚悟しておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

【富岡会長】 今、インターネット活用のそういうことはないということですか、今の制度では。

【永井課長】 ショッピングモールですね。モールというのは、今のところは元気な農業者が集まってやっているというのがありますが、鳥取の場合はたしか観光連盟とかそういうところが地域の産物を集めて、私も一時会員になったことがあるんですけども、そういうものを直接売れるということで、鳥取の場合、多分県ではなかったと思いますが…。行政なんですか、物を売るのは多分行政ではできないですから。

【川口委員】 行政ではないと思うんですけど、そのお店の案内がトップページにあるんですよ。県のトップページにバーンと。

【永井課長】 うちだと多分ヒジターズビューローだとか、違うところへピューッと飛んでいくんだと思うんですが、商売ができるところへですね。お店へ直接飛んでいくというのはなかなか行政のページではできないと思いますけれども。そういうことで、滋賀県ですと、元気な若い農業者の皆さんがショッピングモールを形成して、それでいろんな商

売をやるということもありますが、なかなか難しいですね。我々は基本的に、紹介をするということではあります。工夫の余地があるかと思いますが。例えばこだわりネットの中に、ホームページを来年つくろうと思いますので、そのところで元気な農業者のホームページへ飛ぶリンクを張るとか、そういうことができるかもしれませんし、いろいろできることは考えたいと思います。

【成田委員】 先ほどから知事の話が出ておりますが、私もやっぱり知事のことです。前知事の在任中のときは、こだわり野菜のことを直接お話しするチャンスがよくありました。まだ着任間もない新知事ですので、まだまだですが私が一番知事にお伺いしたいのは、環境こだわり野菜をどうお考えでしょうかということがほんとうに今一番知りたいところです。なぜなら、よく県外に出かけますと、知事の指導のもとで環境こだわり野菜をよく頑張っているねと言われるからです。ですが、私は知事と直接お話ししたことがないので、ぜひぜひ知事のご見解を伺いたいと思います。

2番目に、東京とか、県外によくお野菜とかを送ってくださいと言われるんです。こだわり滋賀ネットワークのところにおりますと、まとめてそちらの今日の旬のものを送ってくださいというお声が時々かかるんです。東京のほうの滋賀県の観光物産館みたいなものには直接売れる場所というのはないのでしょうか。

それと、3つ目です。環境こだわり農産物の獣害という話は、関係ないんですけど、獣害という話は出てきてないのでしょうか。

【永井課長】 知事と腹を割って話すことはないんですが、基本的には同じラインでお考えいただいていると思っています。確かにちょっとニュアンスが違うところはあるんですけども、基本的には一緒だと思っています。

それから、物産館、大変恥ずかしい話ですが、宮崎県と比べても相当落ちます。販売機能はほとんどありません。展示だとか、向こうでイベントをするときにいろいろなお世話をしてくれるとか、そういう機能はあるんですけども、お店のように特産物を並べ、そこでどんどん売るといった機能は持っていません。有楽町の交通会館の2階にございます。

【成田委員】 いいところにあるんですね。

【永井課長】 今度おいでいただけましたらと思いますが、あまりおもしろくないです。事務所的な感覚ですね。

獣害は環境こだわり農業と基本的には関係なくて…。

【成田委員】 違うんですけど、そういう報告というのはないんですか。

【永井課長】 環境こだわり、あまり山のほうでしていませんので、どちらかというと平場のものですね。やはり山のほうへ行きますと肥料がどうしても要りますし、農薬もどうしても要りますし、使用機会が増えるといいますか、ないとまともにつくれないという事情がございまして、生産的には条件の整っている平場地域で、工夫をして減らしていたいているというのが環境こだわりだと思います。山のほうへ行きますと実態として少なく、そこで苦労していただいているところに獣害が来ますからよけい憎たらしいんですけども、獣害はもう関係なしにきていますので、実態として山のほうには環境こだわりは少ないということです。

【富岡会長】 この間、中山間部会で鮎河へ行ってきましたけど、あそこは中山間で、環境こだわりの鮎河菜というのをやっていますね。

【岸辺委員】 知事のついでで、一言。

【富岡会長】 まだ重大な問題がありますので。

【岸辺委員】 さっきから知事のことが出ていますので。きのうやったのは私どもの会社なんですけど、去年の秋から3月にやると。そのときは知事は違ったんですけど、たまたま知事が替わられて。去年もやっているし今年もやっているんで、初めてやったわけじゃないんですけどね。各エリアの、ジャスコさんも行っておられましたけれども、年間何日か知事に予定をとって、滋賀県ですと平和堂とタイアップして、宮崎の魚、米、そういうものの何を仕入れるかというのは我々のリスクで仕入れて売ってくださいという、売り込みセールスなんですよ。そういう体制を向こうはとっておられるけど、滋賀県はそういうことは、さっきからの話で、できていない。生産者はそのための準備をして、販売に向けて納品の準備をしているわけですよ。そういう体制はあるのかなというのをちょっとお聞きしたい。

【橋本委員】 この辺であつたら徳島県とか、それから高知県橋本さんとか、あの辺も含めてものすごいトップセールス。

【永井課長】 県内向けに例えば平和堂さんとタイアップしてできるかなと、こう思ったんですけど、県外は難しいかなと。やはり持っていくものがないということですね。米しかないということです。ただ、地産地消も含めて、あるいは消費率とか、そういう概念を含めて、何か平和堂さんとタイアップできそうなことはかなりありますし、知事としてやらないといけないことでもありますので、こういうことは前向きに検討できる材料かなというふうに思っているんです。

【岸辺委員】 チラシをつくったり、ああいうのを全部、府、県で…。

【富岡会長】 予算の件はこのくらいでよろしいでしょうか。次へ移りたいと思います。

報告事項の2つ目で、環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて。環境こだわり農業推進基本計画については、既にこの審議会で議論して、それを踏まえて案が策定されてきているわけですが、前回この審議会で議論してこれでよからうということで、その後、変更があったと思いますが、特に変更のあったところを中心に、手短にご説明いただければと思います。

(2)環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて

【事務局】 (基本計画案概略説明)

【富岡会長】 ありがとうございます。既に終了予定時刻を過ぎていますが、5時ぐらいまでお願いしたいと思うんですが、よろしいですね。

こだわり農業推進基本計画についてですが、これ、修正案と書いていますが、まだ変えられる余地はあるということでしょうか。どうなんでしょうか。

【永井課長】 きょうは報告ということで、まだ最終的な決裁を受けていないという意味での案です。報告をさせていただくということになりますが、ご意見はお伺いします。

【富岡会長】 ということですが、1つ、4ページの一番下の遺伝子組換え技術のところですが、たしかこれ前の案では、「遺伝子組換え種苗は対象としない」というふうに書いてあったと思うんですが、それを前提にこの審議会で議論しまして、特にこの点については異論がなかったと、この審議会ではですね。そういうふうには思いますが、遺伝子組換え技術を推進する研究者や団体から、遺伝子組換え技術を排除するべきではないという意見があり、いろいろと検討された結果、こういう表現になったということのようですが、ということで、前回のこの審議会で遺伝子組換え種苗については特に議論しなかったんですが、遺伝子組換え技術を推進する意見だけをどんどん取り入れていくと、今まで進めてきた環境こだわり農業そのものを左右しかねないというふうにちょっと危惧しておりますので、この機会に委員の皆さん、遺伝子組換え種苗についてどういうふうにお考えになっているか、ちょっと意見を出していただいたほうがよろしいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

【吉田委員】 表現が変わったのは事実なんですね、そういう意味で。

【富岡会長】 それ、事務局、ちょっと確認していますか。

【吉田委員】 今言われたような事情で表現が変わってしまったという背景は事実なんでしょうか。

【永井課長】 1月の議論は論点整理でございますから、審議会では議論をしていない。その後、パブコメにかける案に対してパブコメでいろんな意見をいただいたということですが。今言いましたように、指針というのを私ども持っております、指針では、これからの環境であるとか食糧だとか、いろんな人類の問題を解決する、その上で遺伝子組換え技術は大変キーテクノロジーとして重要だという位置づけをしております。ただ、国が安全性を確保しているとはいえ、消費者の皆さんのご不安を払拭するまで、そういう事態に至ってないから、仮に栽培が行われるとすれば、農産物としての風評被害だとか、そういうことが絶対に起こりますから、生産対策としてはこれ自体容認できませんので、したがって、栽培に対しては自粛を要請するとともに、消費者、県民に対してはきちんとしたりスクコミュニケーションをしていきたいと思います、こういう内容が指針なんです。

ですから、基本的に遺伝子組換えをあすの技術として位置づけているという県のスタンスには変わらない。キーテクノロジーであるという位置づけには変わりはないわけです。これを16年につくっていますので、前回は作り途中でしたので、ガイドラインを策定して慎重に指導しますというのが基本計画上の表現でした。今回は、このガイドラインをつくりましたので、「指針に基づき指導します」というところに落ちついたわけです。

遺伝子組換え技術の扱いはちっとも変わらないわけですけれども、この指針との整合が合わなくなるんじゃないかという指摘をいただいたわけですね。それで、前回の表現とあわせていただいたというのが経過でございます。

【富岡会長】 この環境こだわり農業推進基本計画というのは、環境こだわり農業を広めるための計画でしょう、推進するための。その推進基本計画に遺伝子組換え種苗を使わないということを書くのがどうしてまずいのかということが私はわからないんです。

【永井課長】 環境こだわり農業で遺伝子組換え技術を否定しているわけではございません。環境こだわり農産物としての栽培基準に、JASの農林規格に基づいて、ほ場の特定方法はこうします、肥料についてはこう扱います、農薬についてはこう扱います、種苗についてはこう扱いますの中にそういう文言が入っているわけですが、環境こだわり農産物の栽培基準をつくる際に、これを一括して、準用したといいますか、参考にしてそういうものを入れているわけです。

肥料や農薬を半分以下にしますよということについては条例できちっと書いてありま

す。遺伝子組換えについては推進基本計画案で、前の表現で記述しましたところ、県の指針と合わないじゃないか、全体を否定するように見えるぞと、こういう意見がございまして、県の方針を変えようとしているわけではないので、誤解を招かないように、指針とトーンを合わせたということでございます。

【富岡会長】 ご意見、お願いします。

【吉田委員】 こだわり農作物と普通の農産物と、滋賀県民は購入を仕分けることができると思うんです。特に、県と同じような体制でこだわり農作物をしなくても、県民の中で、私は気にしない、私はすごく気にするという人を、購入の段階で分けられると思うんです。それが環境こだわり農作物であると思うので、環境こだわり農作物は厳として使用しないということをアピールしていかないと、今後、消費者が困ってしまうという状況になるかと思うんですけど。

【永井課長】 実態として、国内に遺伝子組換えは商業生産はありませんし、もちろん県内にもないわけです。今後つくろうとしたら、この指針に基づいてとめにいくわけですね。ですから、実態としてどこにもないんですよ、国内には。

【吉田委員】 そういうことを言われると、さっき言われたように、禁止しますと書けばいいのになぜ書かないのかというところが疑問だということですね。

【永井課長】 禁止はしないです。

【富岡会長】 禁止じゃなしに、環境こだわり農作物としては扱いませんということは明示しているわけでしょう。

【吉田委員】 それを直接そこにわかりやすく書いたらいいのに、「基づきます」と書いたら、その基づくもとをまた探しにいかないといけませんよね。何に基づいているんだと。そこには何が書いてあるのかということになってくるので、そこが変わってしまえば根底が変わってしまうことになってきますので、表現的に怖い表現であるかもしれませんね。ということだと思っております。

【永井課長】 お客さんが嫌がっているものを我々をつくるわけにはいませんから、そんなものをつくるはずはないんです。その根本は、指針において完全自粛します、生産がないようにしますとっているわけですから、そこで十分読めるじゃないかということなんです。ここより先に書いてしまうと、県は将来のキーテクノロジーとして考えているので、技術は絶対否定はしませんよと。でも、農産物に関しては、やっぱり消費者の皆さん、お客さんあつての農産物ですから、これはやっぱりやめましょうよと言っているわけ

ですね。

【富岡会長】 山田さん、どうぞ。

【山田委員】 意図はわかりましたけれども、環境こだわり農産物というふうに私どもは認識して消費者としては購入をしていくわけですから、このところ、おっしゃる意味はわかるんですけども、滋賀県指針に基づき、つくるはずがないと言うんだけれども、でも、「基づき、指導を行います」というんじゃないで、中身がそういうことでしたら、「滋賀県指針に基づき、認定はいたしません」とか、そういったような表現はできないのでしょうか。そしたらこれを見ただけで、もとのところの指針はえっちらおっちら探しにいかなくても、環境こだわり農産物には遺伝子組換え農産物はないと、はっきりと消費者としてもすっきりわかる。だから、「指導を行います」じゃなくて、「認定をいたしません」と。認定をしているんですから、農産物に関しては県のほうがね。だから、それを「認定しない」とはっきりしておけばいいんじゃないかと思います。

【富岡会長】 その指針というのは、別に環境こだわり農産物に限らず、滋賀県の農業全般についての指針なんですよ。この基本計画は環境こだわり農業についての基本計画のはずなんですよ。

高島さん、どうぞ。

【高島委員】 じゃ、指針が変わればこっちも変わるわけですよ。環境こだわり農業として遺伝子組換えをどうするかということを書けばいいのであって、指針というところに合わす必要は私もないんじゃないかと思っています。

今までの話では、いかにブランド化するか、いかに付加価値をつけるかによって普及をしましょう、環境負荷を減らしましょうということやってきたのであれば、環境課題については、遺伝子組換えの種苗については対象としないということを書くことは付加価値になると思いますし、問題はないと思いますけれども。

【永井課長】 1つは、やっぱり、行政的な文言の整理というのが必要です。何に基づきどうするのかという話ですね。指導をするのはやっぱり指針に基づいて指導するわけです。ですから、この言い方はこれで正しいというふうに思っています。やっぱり見にいかなくちゃいけないんじゃないかということですね。やめていただくわけですから、きちっとした根拠が必要で、そこまでさかのぼっていただく必要がある。

【山田委員】 だから、「認定をいたしません」でいいんじゃないんですか。

【永井課長】 ですから、「基づき」ではないです。

【山田委員】 基づかなくてもいいですよ。「認定をいたしません」という文言を入れてほしいんです。

【永井課長】 指針に書いてあることは、自粛をするように指導していくわけです。

【山田委員】 指導はもちろんなさるでしょうけれども、認定しなきゃ指導したことになりますよね。そういうのはこだわり農作物じゃないんだというんだから。

【吉田委員】 今後、遺伝子組換えの農作物もこだわりの認証を受けられる可能性があるということなんですかね、これは。

【永井課長】 それはないです。

【吉田委員】 ないんですね。ないように理解できるように変えたらいいと思うんですよ。

【山田委員】 だから、「認定しません」と書いてほしい。

【吉田委員】 何で書けないのかなと思うだけ。

【永井課長】 だから、栽培がないからなんです、実態として。

【吉田委員】 それも含めて、誤解のないように書けばいいのに、何で誤解のあるような書き方をしたのかなということだと思うんですけど。

【富岡会長】 前にこの審議会に出された案には、遺伝子組換え種苗は対象にしないと書いてあったんですよ。それを皆さん異論なく了承したわけですよ。それがなくなっただけですよ。

【大澤技監】 私もおっしゃることはほんとうによくわかるんですが、まず申しますと、滋賀県のこの指針、商業用の栽培については自粛いたしますという、これは今のところ変える予定はございません。まずそれが1つ、事実の話をしております。次に、環境こだわり農産物についても、遺伝子組換え作物について取扱いを変えません。

ですから、これまでのスタンスを何ら変えるつもりはありません。確かに、前回お示したものの、あれを滋賀県はまたすぐ変えるらしいというご意見が多々出ていますが、それは我々の考えと全然違う。何ら変えるつもりはないということで、この指針に基づき指導を行うことについては何ら変わることはないというふうに書いておまして、これをまた変えるの变えないだの、変えるんですか、変えないんですかと、いろんな意見が出てくる。

【山田委員】 いや、もとへ戻していただいて、「認定しません」とはっきり入れていただいたらそれでよしいんじゃないんですか。そんな奥歯にものが挟まったみたいな書き方するから、変えるんですか、変えないんですかという話が出てくるんじゃないんです

か。

【大澤技監】 それを前回のような言い方をした瞬間に、変えるんですかと言われたのが現実でございます。実際のところ、そうなんです。ですから私どものほうとしては、変えないというメッセージを伝える。これまでの扱いを変えないというメッセージを伝えるについてはこれが一番いいのかなというふうに思っているということです。

【山田委員】 いや、変えないというメッセージを伝えるんだったら、変えないというように伝わるように書いてほしい。でないと、消費者の理解の何のおっしゃってたって理解はできませんよ。

【永井課長】 消費者理解までなかなか進まないと思っています。一生懸命それをやることはやらなくちゃいけないと思いますけれども、お互いいろんなリスクがあって、リスクコミュニケーションも一生懸命やらなくちゃいけないと思っていますが、ですから、県民の方、大方のご理解をいただいてこの指針が変わるでしょうし、そうなるという想定はなかなかできませんよね。私たちはお客さんの声というのを踏まえてやらなくちゃいけないだろうというふうに思っています。

ただ、現行の言い方、これを踏まえて見直しということですので、落ちつきどころとして修正案のような案を出させていただいている、調整をさせていただいていると、こういうことでございます。

【富岡会長】 ほかにご意見。増田さん、どうぞ。

【増田委員】 正確に教えてほしいんですが、現行のこのグリーンの冊子の表現と修正案の表現を並べてみた場合に、ここの表現、現行ではないんですか。

【永井課長】 現行です。

【増田委員】 現行のものとは比べた場合に、現行のほうは、「安心な農産物の生産を求める消費者ニーズの現状を踏まえ、遺伝子組換え技術を利用して育成された種苗等を使用するの作物の栽培については、ガイドラインを策定し、慎重な指導を行います」という文章ですね。これが修正のほうは、この2行に変わるということですね。ということによろしいですね。これを見ると、じゃ、例えばここに書いてある「安心な農産物の生産を求める消費者ニーズの現状を踏まえ」の部分は入っていませんね。それから、「慎重な指導を行います」の部分も入っていませんね。とって、これは明らかに変わったというふうにとられますね、この文章2つを並べると。先ほど、誤解を招くと言われましたけれども、少なくともこの2つを並べてどう変わったのかというふうに評価をすると、これは遺伝子

組換え技術もありだなというふうに受け取るのが素直な読み方かなと思うんですが。これはどう読んだらよろしいんでしょうかね。

【永井課長】 まず、前段の安心な農産物云々の話は、指針の中で安全性については国が担保しているということで、その消費者の不安は払拭し切れていない状況という認識は持っているながら、ここまでの安全な滋賀の農産物を求めるニーズにこたえてというのはちょっと無理があるだろうというふうに指針からは思います。で、取りました。

「ガイドラインを策定し、慎重な指導」ですから、そのころどういうガイドラインを策定するのかよくわからなかったんですけれども、慎重に指導していきます、こういうことですが、今回、指針はもうはっきりと県内の栽培はやめるよう指導していきますというふうになっているわけですので、これに基づいて指導しますとなると、これはよりはっきりと自粛を求め、ないようにするということになりました。

【増田委員】 だとすれば、この2つを比べて誤解を招かないように、ガイドライン、要するに指針の中身を本文中に入れるなどして、最初の消費者ニーズの配慮だとか慎重な対応だとかというのが新しい改訂版でもわかるように書いて文言を整理しないと、これだけだと指針がどうなっているのかわかりませんからね。先ほど言いましたように、遺伝子組換えもありだなというふうに受け取られるんじゃないかなと思いますけど。

【永井課長】 今回はちょっと間に合っていないんですけれども、全体の難しい文言だとかは、用語説明というのを最終につけて、その中で相当の部分を割いてこの指針については説明をする予定です。

【山田委員】 もう一言。消費者としては、遺伝子組換え農産物に関しては農薬を使わなくてもつくれるものということもあるという、そういう感じなんですよね。遺伝子組換えしてあって農薬を使わなくてもちゃんと生産はできると。だから、そういうのが無農薬栽培なんだということで大手を振ってまかり通ることに関して非常な危惧を持っているんです、消費者としては。ですから、そのところの誤解を招かないように、特に今、このこだわり農作物の中では農薬等を削減するというのをうたっているんですから、そこを、農薬を削減するんだったら、でも遺伝子組換えを使ったら農薬使わなくても済むから無農薬で済むんじゃないのというふうに思われぬように、きちんと書いていただきたいと私はお願い申し上げます。

【富岡会長】 高島さん。

【高島委員】 県内での栽培はやめるように指導していきますということですが、

基本的にはリスクコミュニケーションも含め、それは悪とはしていないということですから、いずれそういうことになる可能性はあるという部分があるわけですね。環境こだわり農業のあくまで基本計画なんですし、現段階でそういう種苗は使っていないというわけですから、それはそれで別に考えたらいいのではないかと思うんですが。リスクコミュニケーションじゃないけど、ご意見をちょうだいしているんですよ、消費者のほうから。環境こだわり農業推進基本計画案に対する意見ということで、1月末から2月末までやっていらっしゃいます。消費者のコメントにその辺のことは何かなかったでしょうか。

【永井課長】 一見して消費者と言える人からはいただいてないんですよ。やっぱり、専門家的な方からいただきました。

【富岡会長】 パブリックコメントをしたとき、この部分はどういう表現をされたんですか。

【永井課長】 まず、正面からあまり否定すると遺伝子組換え全体を否定しているように聞こえるということが1つですね。ちょっと言い方がきついんじゃないかということと、それから、環境こだわり農業ということは、県全体で使用しないということを制限するのか。そこまでいくとこれは指針と反しますので、これは指針と反しているんじゃないかと。これが2つ目ですね。

【富岡会長】 いやいや、私がお聞きしたのは、パブリックコメントにかけた計画案では、遺伝子組換え種苗についてどういうふうな記述がされていたんですかと。

【事務局】 遺伝子組換え技術を使用して育成された種苗等は、有機農産物の日本農林規格に準じて使用しないものとします。

【富岡会長】 それに対して、消費者からは反対意見はなかった。それに対して、遺伝子組換え技術を推進する研究者や団体が強く反対意見を出してきたので、それでこういう表現になったと思います。

これでもう時間がなくなりましたので、これ以上議論することはやめておきたいと思いますが、少なくともこの環境こだわり農業審議会では、遺伝子組換え種苗は使わないということで、みんなそういうつもりでやっているということも事務局は心しておいてもらいたいと思います。

これ、どうしてこういうことになるかということ、県の姿勢の中に遺伝子組換え技術に対して首尾一貫した方針がないわけですよ。商工と、それから農政とでは違う方針を持っている。県政の中でもともと混乱していると。遺伝子組換え技術について、議論というか、

そういうことをする必要はあるのではないかと思います。ただ、消費者が納得しないから、あるいは不安を持っているからやめておきましょうということだけでは弱いんじゃないかと私は思います。ということで、農政水産部としても、この問題をもっと根本的に考えるべきではないかと私は思います。

ということで、きょうのところは議論を閉じてよろしいでしょうか。

【高島委員】 この文章は、修正案のさっきの遺伝子組換えの文章はこのままになるのか。ここの部分は一定検討されるのか。最終的にはどこで決まるんですか。

【富岡会長】 いや、これは変えるつもりはないという、こういうご意見なんです。こういうおつもりなんです。ですから、これは報告事項になっているというのはそういうことなんです。

【高島委員】 ただ、審議会の中でほぼ全員がそれはノーというふうな形で言った場合、この審議会の意味合いはどうなるんでしょうか。

【富岡会長】 審議会の意見を尊重していただきたいと思います。

以上です。 よろしいでしょうか。

【永井課長】 ここまで非常に広い議論を積み上げてきましたので、最終段階でご報告を申し上げたということでございます。この部分を今さら変えるということは、一からの議論をまたやらなくちゃいけないということで、非常に困難だと思っておりますが、皆さんのお気持ちは聞かせていただいたと思っておりますし、実態として、環境こだわり農業において遺伝子組換え農作物は進まないという共通の認識はあるわけです。

しかしながら、もともと何だったんだという話になれば、最初に言いましたように、平成十二、三年ごろに制度をつくったときに、日本農林規格のワンセット、つまりほ場の特定、肥料はこうする、農薬はこうする、種苗はこうするというワンセットとして採用したという経過だけでありまして、そのときに遺伝子組換え作物がどうのこうのという議論は皆さんの中にもたしかなかったと思っておりますが、その後、15年、16年になって議論がわいてきたわけです。

したがって、最初に手をつけた以上、お客さんが嫌と言うものを、いや、今さらいいですよと、こんなことは言えません。今の県の方針というのは実に苦肉の策ではありますけれども、実態としてなくすと、しかしながら全体として否定するわけにはいかないと。こういうつらい苦衷の選択といたしますが、足して2で割ったような方針になっているわけですが、県としては、バイオ全体を進めるという県全体の方針もございまして、し

かしながら、お客様はやっぱり嫌がっているという実態もあるわけですので、当面、そういった間をとるような運用の仕方というものはやむを得ないだろうというふうに考えております。

【富岡会長】 これ以上ここで議論する時間ないと思いますので、このくらいにしておきたいと思うんですが。

【田中委員】 審議会って、ちょっと何か、お互いの生産者と消費者の間の意見でのまた何かいい方法はないかという選択肢の、これ、ただ聞いているだけの話の審議会という。承認というのか、何か生産者も消費者も心が入るような余地があるような審議会であればよかったなというふうに思う。私はまだ経験が浅いですけど、ふと今そう思ったんです。

【吉田委員】 審議会がこの内容を承認したということになるんですか。

【富岡会長】 これは報告ですから、別に承認するしないということではない。前に審議会にかけた案と違うものになりましたよという報告を受けたと、こういうことです。

【高島委員】 農薬を減らしていこうとしているのに、除草剤耐性種苗を結局、そのことを書くということは、環境こだわり農業自身をどう考えるかという部分にかかわってくると思うのでね。それならば、この文章で私は環境こだわり農業というものの意味が非常にわかりにくくなったんですけれども。

【橋本委員】 滋賀県の農業ということであれば、環境こだわり農業の指針の中では、これはやっぱり文言の中では抜いておかないかな。滋賀県農業全体の指針だったらかまわへん、これは。だけど、滋賀県の環境こだわり農業やから、それはやっぱり外すべき。根幹が違ってくる。だから、その文言1つで、たかがそれだけだけど、されどそれだけなんです。大きな大きな問題だと。全体をひっくり返すような問題ですよ。それが今の、はっきり言って最後の審議の中で、審議会という名目の中で、これは決まりですよと言いつけられたときに、今言っているように審議の意味が何もない。

【富岡会長】 ということで、きょうは部長がおられませんけれども、技監、この中では技監ですね、よろしいでしょうね。

【大澤技監】 先ほどからご意見を伺いまして、審議会のほうへは重々、私としても理解しているつもりでございますが、正直、今からこの文章を直すというのは相当骨であります。正直今できますと言うつもりはございません。ただ、そういった思いは十分理解させていただきますし、確かに文言としてそういう意見を踏まえて変えたことは事実であります。遺伝子組換え作物についての取り扱いを、意見があったから変えるというわけで

はありません。これだけは申し上げておきたいと思います。

【富岡会長】　　ということで、時間も大分超過しましたので、以上できょうの議事を終わりたいと思います。